

短期社債等の振替に関する法律施行令（仮称）事項一覧

法律条項	主な内容	備考
5条1項	（最低資本の額） 5億円と規定	金融庁
46条1項6号	（振替口座簿の記載事項又は記録事項）次の事項等を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期社債の銘柄（法46条1項2号（法62条において準用の場合を含む。）に規定する銘柄）ごとの金額の増減の原因 ・ 短期社債に関する処分の制限に関する事項 	法務省
46条2項3号	（機関口座の記載事項又は記録事項）短期社債の銘柄ごとの金額の増減の原因とする。	同
53条	（信託の記載又は記録の申請）法53条（法62条において準用する場合を含む。）に規定する記載又は記録（以下「信託の記載又は記録」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の振替機関に対する申請により行う。 <ul style="list-style-type: none"> 一 信託の委託者（以下「委託者」という。）の信託の受託者（以下「受託者」という。）に対する短期社債の譲渡又は質入れにより短期社債が信託財産に属する場合 委託者 二 短期社債が信託法14条に規定する受託者の得た財産に該当するものとして信託財産に属する場合 受託者 三 信託法27条に規定する信託財産の復旧により短期社債が信託財産に属する場合 受託者 四 受託者の更迭があった場合 信託法50条1項に規定する前受託者 	同

	<p>短期社債についての権利の信託の記載又は記録の申請時には以下の事項を提示</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 受託者又は信託法50条1項に規定する新受託者の口座 二 当該申請に係る短期社債の銘柄及び金額 三 第一号の口座において信託の記載又は記録がされるのが法46条1項3号（法62条において準用する場合を含む。）に掲げる事項を記載若しくは記録する欄か、又は同項4号（法62条において準用する場合を含む。）に掲げる事項を記載若しくは記録する欄かの別 	同
同	<p>（代位による申請）前条1項2号又は3号に掲げる場合において、信託の受益者又は委託者は、受託者に代位して信託の記載又は記録を申請することができる。</p> <p>信託の受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、受託者氏名、住所及び代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る短期社債が信託財産に属することを証明する資料を提出</p>	同
同	<p>（同時申請）委託者の受託者に対する短期社債の譲渡又は質入れにより当該短期社債が信託財産に属する場合においては、信託の記載又は記録の申請は、その譲渡の質入れに係る振替の申請と同時にしなければならない。</p>	
同	<p>（信託の記載又は記録の抹消の申請）信託の記載又は記録の抹消は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める者の振替機関に対する申請により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 短期社債についての権利の移転により当該短期社債が信託財産に属さないこととなる場合 受託者 二 信託の終了により信託財産に属する短期社債についての権利が移転すべきものとなる場合 受託者 三 受託者の更迭があった場合 信託法50条1項に規定する前受託者 	同

	<p>前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を提示</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 受託者又は信託法50条1項に規定する前受託者の口座 二 当該申請に係る短期社債の銘柄及び金額 三 1号の口座において信託の記載又は記録の抹消がされるのが、46条1項3号（法62条において準用する場合を含む。）に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄か、又は同項4号（法62条において準用する場合を含む。）に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄かの別 	
同	（同時申請）前条1項1号又は2号に掲げる場合においては、信託の記載又は記録の抹消の申請は、当該各号に規定する権利の移転に係る振替の申請と同時にしなければならない。	
同	<p>（受託者の更迭）受託者の更迭があった場合においては、信託法50条1項に規定する前受託者は、信託財産に属する短期社債について同項に規定する新受託者の口座に増額の記載又は記録をする旨の振替の申請をするのと同時に、当該短期社債について、信託法50条1項に規定する前受託者による振替機関に対する信託の記載又は記録の申請及び信託の記載又は記録の抹消の申請をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その更迭を証明する資料を提出。</p> <p>信託法42条1項、47条又は72条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の更迭があった場合においては、同法50条1項に規定する新受託者も、前項前段に規定する申請をすることができる。</p>	同
60条	<p>（振替口座簿の記載事項又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者）</p> <p>法60条（法62条において準用する場合を含む。）に規定する利害関係者は、次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行者 ・ 加入者の財産の管理及び処分の権利を有する者 	同
62条	（短期社債以外への準用）読替え規定	金融庁
68条	<p>（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）次の権限を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法3条の規定による指定及び指定の公示 	同

	<ul style="list-style-type: none">・法22条1項の規定による法3条の指定の取消し及び指定の取消しの公示・法64条1項の規定による法3条の指定及び指定の取消しの財務大臣への通知	
--	---	--